

公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 埼玉県医学検査学会運営規程細則

(目的)

第1条 学会運営規程によるほか、学会運営に関する詳細事項を細則に定め、より円滑な学会運営を計ることを目的とする。

(実行委員会)

第2条 実行委員会は、学会担当理事を介して本会理事会と十分な連携をもって、その任にあたる。

(協賛)

第3条 協賛金額について以下に定める。

- (1) 広告協賛：ページ内は 20,000 円、表紙裏及び裏表裏紙は 30,000 円、裏表紙は 40,000 円を上限とする。
- (2) 展示：一コマ 50,000 円を上限とする。
- (3) CM演題：20,000 円を上限とする。
- (4) ランチョンセミナー等：50,000 円を上限とする（昼食等の代金は含まない）。
- (5) 学会協賛には種々あるが、現物協賛等についても経理にその旨記帳する。
- (6) 非賛助会員から協賛を受ける場合は年会費相当額を加えた額とする。

(同時開催事業)

第4条 公開講演、検査展等を同時に開催しようとする場合は、理事会と協議する。

(講師諸謝金)

第5条 学会企画等の講師への支払いは本会部門別検査研究班運営規程細則に定める額とする。

(実行委員等への支払い)

第6条 実行委員の日当・交通費は、本会旅費規程に定める額とする。

2 学会当日の実行委員及び実務委員への支払いは、日当が 2,000 円、交通費は実費支給とする。

3 実行委員および実務委員の学会参加費および昼食費用は学会が負担する。

(細則の改廃等)

第7条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。